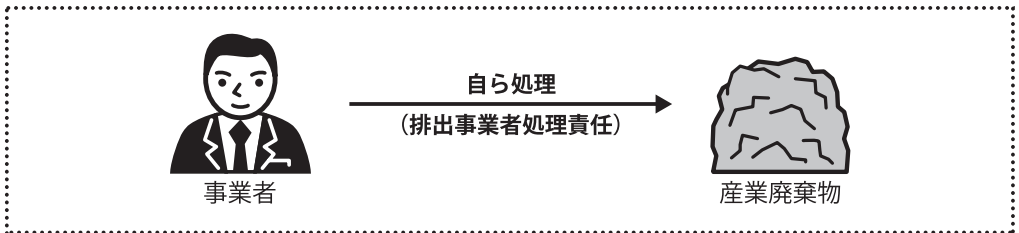


第1節

産業廃棄物の処理

第11条

事業者及び地方公共団体の処理



〔廃棄物解説〕

🔍 本条のポイント

- ▶ 本条は、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任と地方自治体の産業廃棄物に関する事務に関する条文
- ▶ 事業者には、自ら排出した産業廃棄物については自ら処理しなければならないという産業廃棄物の「排出事業者処理責任」がある
- ▶ 「自ら処理」とは、本法に基づく適正な委託による処理の意味も含まれている
- ▶ 市町村は、一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する事務を行うことができる。対象となる産業廃棄物（「あわせ産廃」）について事業者は、排出事業者処理責任の原則の下で市町村に処理を委託できる

条文

(事業者及び地方公共団体の処理)

第11条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

解説

1 産業廃棄物の排出事業者責任（1項）

本条は、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任と地方自治体の産業廃棄物に関する事務について定めています。

本条1項では、本法3条で示された「排出事業者処理責任」を踏まえて、事業者に対して、自ら排出した産業廃棄物については自ら処理しなければならないと、産業廃棄物の「排出事業者処理責任」の原則を示しています。「自ら処理」とは、本法に基づく適正な委託による処理の意味も含まれています。

本法において産業廃棄物の処理は、この排出事業者処理責任の原則の下で、排出事業者に対してさまざまな規制措置を講じています。その概要は、次の表のとおりです。

〔廃棄物解説〕

表：排出事業者処理責任の概要

処理責任	○事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
多量排出事業者の計画策定義務	○その事業活動に伴い多量の産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。
委託にあたっての委託基準の遵守	○事業者は、その産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準（※）に従わなければならない。 ※他人の産業廃棄物の処理を業として行うことができる者であって委託しようとする産業廃棄物の処理がその事業範囲に含まれるものに委託しなければならない、委託契約は書面により行わなければならない

〔廃棄物解説〕

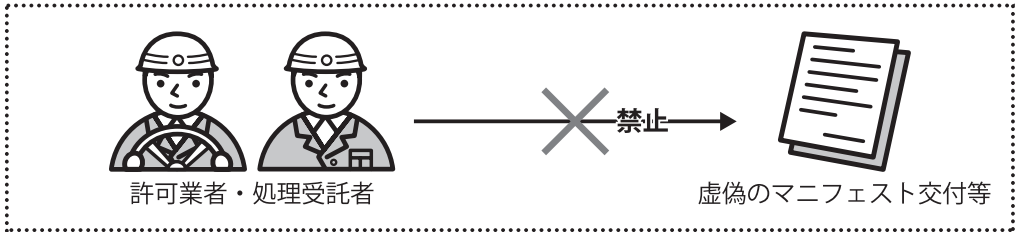
	ない 等
委託した場合の最終処分までの注意義務	<p>○事業者は、その産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置（※）を講ずるように努めなければならない。</p> <p>※許可業者に対し処理を委託する場合に適正な処理料金を負担することや、不適正処理が行われる可能性を知った際に処理委託や廃棄物の引渡しを中止する 等</p>
管理票交付義務	<p>○産業廃棄物の処理を委託する事業者は、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければならない。</p> <p>○管理票交付者は、一定期間内に運搬又は処分が終了した旨を記載した管理票の写しが送付されてこない場合は、当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置（※）を講じなければならない。</p> <p>※不法投棄等の不適正処理が行われていれば、産業廃棄物の引渡しや処理の委託をやめたり、適正処理を行うための措置や、周辺的生活環境を保全するための措置 等</p>
委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令	<p>○産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合において、生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき、以下の排出事業者は措置命令の対象となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に違反する委託をした排出事業者 ・管理票交付義務違反など、当該産業廃棄物の一連の処理の行程における管理票に係る義務に違反した排出事業者 ・上記事項に直接違反はしていないが、実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難な場合等であってなおかつ、当該産業廃棄物の処理に関し適正な対価を負担していないなど、排出事業者責任の責務に照らして支障の除去等の措置をとらせることが適当な排出事業者

出典：環境省資料

なお、上の表は、主に排出事業者が自ら排出する産業廃棄物の処理を他人に委託した場合の規制措置をまとめたものですので、自ら処理する場合は、産業廃棄物処理基準に従った処理が義務付けられることとなります。また、自ら処理する場合又は処理を他人に委託した場合のいずれにも、産業廃棄物保管基準に従った保管が義務付けられています。

第12条の4

虚偽の管理票の交付等の禁止



🔍 本条のポイント

- ▶ 本条は、虚偽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を禁止する条文
- ▶ 本条に違反し、虚偽の記載をしたマニフェストを交付した場合は、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなどの罰則がある

〔廃棄物解説〕

条文

（虚偽の管理票の交付等の禁止）

第12条の4 第14条第12項に規定する産業廃棄物収集運搬業者若しくは第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は第14条第12項に規定する産業廃棄物処分業者若しくは第14条の4第12項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにもかかわらず、前条第2項に規定する事項又は同条第3項若しくは第4項に規定する事項について虚偽の記載をして管理票を交付してはならない。

2 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第2項若しくは第3項の送付又は次条第2項の

報告をしてはならない。

- 3 処分受託者は、前条第3項前段若しくは第4項若しくは次条第5項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第4項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第4項の送付若しくは次条第3項の報告又は同条第5項の送付をしてはならない。

解 説

本条は、虚偽の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等を禁止することを定めたものです。

産業廃棄物処理業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を受託していないにも関わらず、マニフェストに記載すべき事項について虚偽の記載をしてマニフェストを交付してはなりません。また、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにも関わらず、交付者へのマニフェストの送付等をしてはなりません。さらに、中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにも関わらず、交付者へのマニフェストの送付等をしてはなりません。

以上の規制は、特別管理産業廃棄物処理業者に対しても同様に適用されます。

本条に違反し、虚偽の記載をしたマニフェストを交付した場合は、6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するなどの罰則があります。

虚偽の記載をしたマニフェストの交付を禁止する規定は、平成12年法改正で導入されたものですが、その後もマニフェストに係る不正行為が多く見られる等の問題点が指摘されたことを踏まえて、平成17年法改正によって規制が強化されました。環境省の通知「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について」（平成17年9月30日環廃対発050930004号・環廃産発050930005号）によれば、マニフェストに虚偽の記載をする等して産業廃棄物の不適正処理を隠蔽する行為等、マニフェストの悪用事例が後を絶たないこと、マニフェスト制度に係る義務違反行為は単なる形式犯にとどまらず、廃棄物の不適正処理を行うための前提となる犯罪であることが多く見受けられることから、従来「50万円以下の罰金」とされていた量刑を上記

のとおり「6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金」へ引き上げています。また、産業廃棄物の処理を受託した者が、その処理を終了せず、又は最終処分を終了した旨が記載されたマニフェストの写しの送付等を受けていないにもかかわらず、マニフェストの写しを送付する行為等について、従来は罰則の適用の有無が不明確であったため、本条の2項及び3項が設けられ、これらの行為が罰則の適用を受けることを明確化しました。

罰 則

○6カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

- ・法12条の4第1項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者（法29条8号）
- ・法12条の4第2項又は3項の規定に違反して、送付又は報告をした者（法29条9号）

○両罰規定

- ・法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する（法32条）

- ①法25条1項1号から4号まで、12号、14号、15号、2項：1億円以下の罰金刑
- ②法25条1項（①の場合を除く）、26条、27条、28条2号、29条、30条：各本条の罰金刑